

障害者の生活を
地域全体で
支える

鎌倉市
地域生活支援
拠点等事業

障害のある
あなたやご家族の
「もしも」に備えて
登録しませんか

障害のある息子と
二人暮らし。
私に何かあったら…



障害があるのに
火事で家に住めなくなったら…



障害があつて一人暮らし。
何かあった時、誰に頼れば…



普段から難病の父を介護。
もし私が怪我でもして
介護できなくなったら…



子どもに障害があつて
私たち夫婦に何かあったら…



介護者の急病・急逝、障害の状態変化、事故などで
普段の生活に困難を生じるような緊急時に
専門のコーディネーターや障害福祉事業者などが連携し
地域全体で障害者の生活を支える事業です。
予め登録していただくことで、個々の事情に応じた形で
必要な支援の調整・手配をスムーズに行うことができます。
「もしも」に備えて、あなたも登録しませんか。

問合せ：鎌倉市障害福祉課 0467-61-3974

登録するメリット

●不安を軽減できます

介護者（同居家族等）がいなくなったらどうしよう、
一人暮らしで何かが起こったらどうしよう、という不安を軽減できます。

●支援や情報共有がスムーズにできます

- ・相談員や地域生活支援拠点コーディネーター、市障害福祉課に事前に情報（身体状況や支援にあたってやってほしい・やってほしくないこと、食べられるもの・食べられないもの等）を伝えておくことで、緊急時の支援がスムーズになります。
- ・緊急時に普段とは違うヘルパー等や短期入所施設等を急に利用することがあっても、情報共有がスムーズにできます。

登録の手続き

担当の相談支援専門員がいる方は担当の相談員に、担当の相談員がいない方は地域生活支援拠点コーディネーター、市障害福祉課に登録をしたい旨をご相談いただき、申請してください。

登録後にすること

- ・相談員や地域生活支援拠点コーディネーター、市障害福祉課と一緒に、障害のある方やその世帯の状況を把握するための専用シートを作成し、緊急時にどう行動するかを考えます。
- ・緊急時に利用する可能性のある短期入所施設やグループホーム等の体験利用をし、緊急時にそなえます。

緊急のとき（24時間365日対応します）

【支援の具体例】

- ・ヘルパー等がご自宅へ伺い、普段介護しているご家族に代わり食事の準備やお風呂の介助、掃除等を行います。
- ・ひとりで自宅にいられない場合に、短期入所施設やグループホーム等に泊まれるように手配します。

地域生活支援拠点コーディネーター（鎌倉市基幹相談支援センター所属）は、担当の相談員がいない場合や、担当の相談員と連絡がつかない場合に、緊急連絡を受けて支援調整を行います。
また、緊急時に備えるための相談もお受けしていますので、気になることがあればお気軽にご相談ください。
事前のご相談については、平日8時30分から17時15分まで受け付けています。

対象となる方

登録の対象となる方は
有効期限内のこちらのもの
をお持ちの方です。
（更新申請中の方含む）

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証（精神通院）
- 指定難病証
- 鎌倉市が交付した障害福祉サービス受給者証
- 鎌倉市が交付した障害児通所受給者証



電子申請
システム

■拠点コーディネーター連絡先：（電話）050-5799-4617 （FAX）050-5482-5466